新千葉県総合計画案

資料２

次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン

平成29年8月

千葉県

施策項目Ⅰ－1－① 自助･共助･公助が一体となった地域防災力の向上

【主な取組】

Ⅰ－1－①－2 防災連携体制の充実強化

県内で大規模な地震等による被害が発生した場合に備え、広域かつ柔軟な支援体制を構築します。大規模災害発生時に、迅速かつ的確な対応を図るためには、県、市町村、消防、警察等の防災関係機関はもとより、ライフライン事業者、物流事業者、交通事業者など、広く民間事業者等と連携した取組を推進することにより、被災者支援の対策を強化することが必要です。

このため、市町村や防災関係機関、民間事業者との連携を充実強化し、大規模災害時に備えた体制強化に努めるとともに、定期的かつ効果的な訓練の実施などにより、実効性の確保及び向上に努めます。

平成28 年熊本地震で課題となった避難所の運営や災害廃棄物処理計画策定の技術的な支援等、市町村のサポートを行うとともに、震災時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点を置いた総合訓練や津波避難訓練、帰宅困難者対策訓練等の個別訓練を実施します。

また、災害時における医療救護活動の拠点となる災害拠点病院の施設･設備整備を図るとともに、災害発生後の急性期（おおむね48 時間以内）に医療救護活動を開始できる機動性を持った、災害派遣医療チーム（DMAT）の体制を強化します。あわせて、災害ストレス等により、精神保健医療への需要が拡大すると考えられることから、精神科医療救護や、精神科医等により組織される災害派遣精神医療チーム（DPAT）についても、新たな人材の養成や実践的な訓練に取り組みます。

さらに、大規模災害発生時において救出救助活動等に必要な装備品の整備拡充を図ります。

･市町村、都道府県、民間事業者等との防災支援ネットワークの体制強化
･災害情報伝達機能の強化
･支援物資の供給体制の強化
･帰宅困難者対策の推進
･市町村の避難所運営に係る支援強化
･市町村の災害廃棄物処理計画策定への支援（再掲）

・市町村、県民、事業者、自主防災組織等が連携した実践的な防災訓練の実施
・災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制強化
・災害拠点病院の整備
・災害用装備品の整備拡充

施策項目Ⅰ－３－① 増大する医療ニーズに対応した安心で質の高い医療サービスの提供

【主な取組】

Ⅰ－３－①－７ 県立病院の施設整備の推進と良質な医療サービス提供体制の充実強化

高度専門医療や中核的な地域医療を担う県立病院における、より一層質の高い医療の安定的な提供と、医療の安全と患者の安心を最優先に患者の視点に立ったサービスの向上のため、施設整備や最新の医療機器の充実、医療人材の確保・育成や災害医療の強化に取り組むとともに、更なる経営基盤の強化を図ります。

・安全・安心な質の高い医療
・がんセンターの施設整備
・救急医療センター・精神科医療センター等の一体的整備
・佐原病院の耐震改修
・千葉リハビリテーションセンターの施設整備
・安全で質の高い医療提供のための医療機器や施設等の充実
・勤務環境改善や研修等の充実による人材確保及び育成
・ハード・ソフト両面における災害医療の強化

施策項目Ⅰ－３－④ 障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築

【目標】

障害のある人がその人に合った福祉サービスを選択しつつ、地域社会の中で人々と共生し、その人らしく暮らせる環境を整備します。

【現状と課題】

県内では、身体障害・知的障害・精神障害など、障害のある人が増加傾向にあります。

加えて、発達障害や高次脳機能障害、難病等に起因する障害がある人に対する福祉サービスの提供も必要とされています。

こうした中、県内約4,500 人の施設入所者や精神科病院の長期入院者など障害のある人が身近な地域において日常生活や社会生活を営むため、地域社会での住まいの場としてのグループホームや日中活動の場の整備、相談支援体制の充実などが求められています。

また、障害のある人の就労については、経済的な自立だけではなく、社会参加や自己実現のためにも必要です。一般就労の促進や、福祉的就労の機会の提供などの就労支援だけではなく、職場への定着支援も課題となっています。

障害のある人自身や家族の高齢化が進む中で、親亡き後も障害のある人が地域社会の中で人々と共生し、その人らしく暮らせるよう、福祉サービスの充実や、自己決定・自己実現を支援することや、権利を擁護するための仕組みの充実が求められています。

一方、障害のある子どもも増加しており、早期発見によりライフステージを通じて一貫した質の高い療育支援が受けられる体制が求められています。

【取組の基本方向】

障害のある人の地域社会でのくらしを支援するため、ライフステージや障害特性に合ったグループホーム等や日中活動の場の充実を図ります。また、就労のための福祉サービスの充実や、福祉サービス事業所を利用する障害者の工賃向上、一般就労の促進と定着支援を図るとともに、身近な地域における相談支援体制や療育支援体制の充実強化のための施策を推進します。

障害のある人の自己決定・自己実現を支援するとともに、障害のある人に対する理解を促進し、虐待防止や差別の解消、権利擁護、情報保障のための取組を推進し、ハード・ソフト両面の整備を進めます。

【主な取組】

Ⅰ－3－④－1 入所施設から地域生活への移行の推進

障害のある人の地域生活を支えるため、利用者のニーズに応じた多様な住まいの場として、グループホーム等の拡充を図るとともに、日中活動の場の充実も図ります。

強度行動障害のある人や医療的ケアが必要な人など、障害程度が重い人についても、できる

限り地域で生活できるよう支援していくとともに、地域での支援が困難な障害のある人に対しては、入所施設の果たす役割が引き続き重要であることに留意しつつ、入所施設の有する人的資源や機能を地域生活のバックアップのために活用します。

また、障害のある人の中には単身での生活をしたいというニーズがあるため、グループホームのサテライト型住居の設置・活用など様々な支援に取り組みます。

袖ケ浦福祉センターについては、県立施設として被虐待児童のシェルター機能や強度行動障害支援等拠点としての機能・役割を果たすとともに、支援の在り方を大規模集団ケアから少人数を対象としたきめ細かなケアに転換するため、利用者の地域への移行を進めます。

・グループホームの整備促進・質的向上
・日中活動の場の充実
・地域生活を推進するための在宅サービスの充実
・重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進
・入所施設の有する人的資源や機能の活用

Ⅰ－3－④－2 精神障害のある人の地域生活の推進

精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしいくらしをすることができるようにするためには、医療機関による退院支援や地域の福祉関係機関による地域生活支援の両面が必要であることから、保健、医療、福祉関係者による「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

また、精神障害のある人の地域生活への移行や地域生活を継続するための支援に積極的に取り組んでいる精神科病院を「千葉県精神障害者地域移行・地域定着病院」として認定し、精神科病院に長期入院している患者の退院を促進します。

さらに、精神障害のある人が、自立した生活を維持し、社会参加を支援するためのピアサポート体制を推進します。

・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
・千葉県精神障害者地域移行・地域定着病院の認定
・精神障害のある人が自らの体験をもとに相談支援等を行うピアサポートの推進
・精神科救急医療体制の充実

Ⅰ－3－④－3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」（以下「障害者条例」という。）に基づき、個別の差別事案の解決を図るとともに、差別の背景にある社会慣行などの問題について、様々な立場の関係者が参加する「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」で協議し障害のある人に優しい取組を応援していきます。

また、障害者条例及び障害者差別解消法の趣旨が県民に広く浸透するよう周知を行います。障害者虐待防止法に基づき、障害のある人への虐待の防止や早期発見・早期対応に向け、関係機関との連携強化、研修の実施、県民への普及啓発等に努めます。

また、地域における相談支援体制を構築し、生活支援と一体となった権利擁護の仕組みづくりのため、地域自立支援協議会の充実・強化への支援やネットワークづくりに取り組みます。

障害の有無にかかわらず必要な情報のやりとりやコミュニケーションが行えるよう支援を行います。平成29 年3 月に見直した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」に基づく配慮に努めるとともに広くガイドラインを周知します。

平成28 年6 月制定の「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」に基づき、手話等の普及を促進するとともに、手話通訳者や点訳・朗読奉仕員などの人材の養成に取り組みます。

また、障害のある人に関するマークの県民への周知と理解の促進に取り組みます。

・障害のある人への理解の促進
・子どもたちへの福祉教育の推進
・地域における権利擁護体制の構築
・地域における相談支援体制の充実
・手話通訳者等の人材育成、手話等の普及促進
・情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発

Ⅰ－3－④－4 障害のある子どもの療育支援体制の充実

障害のある子どもが、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、関係機関の連携により、地域における療育支援体制の構築を図っていきます。

なお、医療的ケア児等の支援に関して、ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進を図ります。また、手帳の有無や診断名等にかかわらず障害の可能性が見込まれる子どものために、障害児等療育支援事業を活用し相談支援体制の充実及び在

宅障害児等やその家族の福祉の向上を図っていきます。

さらに、ホームヘルプや障害児通所支援、訪問看護などを通じて在宅支援機能の強化を図り、子どもの育ちと子育てを支える施策に取り組みます。特に放課後等デイサービスについては、発達支援を必要とする障害のある子どものニーズに的確に対応するため、事業所の支援の質の向上を図っていきます。

また、重症心身障害児（者）等が入院・入所する老朽化が進んだ千葉リハビリテーションセンターの整備の在り方について、引き続き検討してまいります。

・障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実
・障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化
・地域における相談支援体制の充実（再掲）
・障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実

Ⅰ－3－④－5 障害のある人の相談支援体制の充実

障害のある人の相談支援体制を支援するため、市町村が実施する相談研修会、自立支援協議会などに対して、アドバイザーを派遣します。

また、総合支援法のサービス等利用計画を作成する相談支援事業者の確保と質の向上を目指し、相談支援専門員の育成に係る各種の研修を行います。地域における相談支援の中核的な役割を担うことが期待される基幹相談支援センターについては、市町村にモデルを示し、その設置促進を支援します。

なお、障害のある子どもに係る相談については、手帳や診断名等にかかわらず障害の可能性が見込まれる子どものための相談支援体制の充実を図ります。

・地域における相談支援体制の充実（再掲）
・地域における相談支援従事者の研修の充実
・障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化（再掲）

Ⅰ－3－④－6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実

障害者就労施設等は、障害のある人の経済的自立だけではなく、自己実現の場としても重要です。このため、障害のある人が可能な限り一般企業で就労するとともに、継続的な職業生活を維持できるよう、障害者福祉施設からの就労拡大をはじめとして、企業への支援や関係機関との連

携などを含め、障害のある人の就職、職場定着、離職時フォローなどの支援などを進めます。

具体的には、障害者優先調達推進法に基づき、県の調達方針を策定するとともに、官公庁による優先調達の促進に向けて、市町村や県の各機関の職員向けに、調達事例の紹介や、制度の説明会を開催するなど、取組を進めます。

また、工賃向上計画に基づく就労支援事業の強化のための支援を行い、工賃の向上を図ります。

さらに、障害者就労施設への発注の拡大に向け、企業や自治体等からの発注に対応する共同受注窓口や、県内の就労施設等の情報をインターネットで提供する「チャレンジド・インフォ・千葉」等を通じて、受発注のマッチングを図っていきます。

・就労支援・定着支援の体制強化
・障害者就業・生活支援センターの運営（地域生活支援事業）強化
・障害のある人を雇用する企業等への支援
・支援機関や関係機関のネットワークの構築及び情報共有化
・福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金向上への取組の推進
・障害のある人の自らの価値観に基づいた働き方の選択を尊重した支援

Ⅰ－3－④－7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実

発達障害、高次脳機能障害、強度行動障害のある人など、地域の支援施設・機関では通常の対応が難しい障害について、支援の拡充を図るとともに、より地域に密着した支援ができるよう、民間での専門的・広域的な支援拠点機関の普及促進や、そのための機関・人材育成などの具体的な仕組みづくりを進めます。

通所による施設サービスだけでは支援が困難な障害のある人に対しては、親の会、当事者サポート団体などと連携した支援などを進めます。ひきこもり本人や家族等に対しては、相談支援等により、ひきこもり本人の自立を推進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ります。

また、特に本人や家族の負担が大きい重度の心身に障害のある人に対しては、市町村が実施する負担軽減のための医療費助成について、引き続き補助を行います。

・地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進
・通所サービスだけでは支援が困難な障害に対する支援の推進
・障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化（再掲）

・重度・重複障害のある人の負担軽減の推進

・重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進（再掲）

・ひきこもりに対するアウトリーチ型支援の推進

施策項目Ｉ－４－② 「するスポーツ」、「みるスポーツ」、「ささえるスポーツ」の推進

【主な取組】

Ｉ－４－②－５ 東京オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツの推進

2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、一人でも多くの千葉県ゆかりの選手が大会へ出場できるよう、ジュニア世代や障害者スポーツ選手などを対象としてアスリートの強化・支援などに取り組みます。

また、オリンピック・パラリンピック教育や積極的なスポーツ交流の促進を通じて、スポーツに対する関心を高めるとともに、障害者スポーツの場の提供や人材（コーディネーター）の養成を行うことにより、スポーツを通じた障害のある人との交流や障害への理解を促進し、誰もが互いを尊重し支えあう社会の実現を目指します。

さらに、市町村や大学、競技団体等と連携し、様々な競技の事前キャンプや国際大会の誘致を進めることにより、スポーツを通じた交流人口の増加による地域活性化を図ります。

・オリンピック・パラリンピックアスリート強化・支援

・オリンピック・パラリンピック教育の推進

・積極的なスポーツ交流の促進

・誰もが参加できるスポーツの推進

・事前キャンプの誘致

・国際大会等の誘致

・スポーツコンシェルジュによる誘致に関する情報の一元化

【総合計画指標一覧】

本計画の推進に当たって、具体的な数値目標を掲げました。

この数値目標は、県民の皆様と共有し、力を合わせて実現を目指すべき社会目標となるものです。

政策分野	指標名	現状	目標	指標の解説
健やかで生き生きと自分らしく暮らせる社会づくり	「共生社会」という考え方を知っている県民の割合	未調査 (28年度)	50.0% (32年度)	県政に関する世論調査等において、「障害のある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らすことを目指す共生社会という考え方を知っている」と答えた県民の割合